

## 令和4年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：静岡県教育委員会

### 1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	94.1 % ※1
任期の定めのない常勤職員以外の職員	107.9 % ※2
全職員	94.3 %

### 2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

\* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

#### (1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	97.9 %
本庁課長相当職	96.5 %
本庁課長補佐相当職	96.1 %
本庁係長相当職	99.2 %

#### (2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	94.5 %
31～35年	93.7 %
26～30年	93.2 %
21～25年	93.4 %
16～20年	94.3 %
11～15年	93.9 %
6～10年	95.2 %
1～5年	96.1 %

#### 【説明欄】

- 人員の単位について  
・短時間勤務職員や会計年度任用職員等は、人員を数える単位として「時間」を用いて算出している。
- 任期の定めのない常勤職員について（※1）  
・扶養手当や住居手当は、主たる扶養者や住居の契約者となっている男性に支給している場合が多く、扶養手当受給者に占める男性の割合は81.5%、住居手当受給者に占める男性の割合は57.9%となっている。
- 任期の定めのない常勤職員以外の職員について（※2）  
・任期付職員及び臨時的任用職員の男性職員のうち、若年層（35歳以下）の職員の割合が約6割（女性は約3割）を占めており、女性と比べて男性の平均給与が低くなっている。

\* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。